

駅近「さかいで楽市楽座」 開催規則

(開催趣旨)

第1条 古くは塩田の街として港を中心に賑わっていた坂出の街に活気を取り戻すため、坂出市の特徴である交通アクセスの良さを活かした坂出駅前朝市を開催し、坂出商工会議所会員・地元の事業者、起業を目指す人、事業のPRをしたい人、パフォーマンスの発表・展示をしたい方・子育て支援・サポートに協力して頂ける方から広く出店者を募り「市(いち)で賑わいがある街づくり」をテーマとした事業を展開する。

(名称及び市開催場所)

第2条 市の名称及び場所は、次のとおりとする。

名 称	駅近「さかいで楽市楽座」
開催場所	坂出駅前周辺

(委員会)

第3条 委員会は、次のとおりとする。

名 称	坂出商工会議所青年部さかいで楽市楽座実行委員会 (以下、委員会)
-----	-------------------------------------

事務局	坂出商工会議所青年部内 〒762-8508
-----	--------------------------

香川県坂出市久米町一丁目14番14号 坂出商工会館4階
TEL: 0877-46-2701(代) FAX: 0877-45-6165

座 長	委員会において委員の中から選任する。
-----	--------------------

招集方法	座長が招集する。
------	----------

議決方法	議長は座長が行い、委員会の出席者の過半数の同意により議決する。
------	---------------------------------

(出店できる者の範囲)

第4条 駅近「さかいで楽市楽座」へ出店できる者は、坂出で開催される市にふさわしいと、委員会が認めた者とする。

(販売品目)

第5条 駅近「さかいで楽市楽座」で販売する品目は、鮮魚、精肉、花卉・園芸品、野菜・果物、またこれらを使った加工品、ふるさとの特産品、焼物・工芸品等とする。この場合において法令等により、販売を禁止されているものは、取扱わないものとする。

(出店許可)

第6条 駅近「さかいで楽市楽座」へ出店しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、市の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

- 3 反社会的勢力またはその影響下で出店する者(反社会的勢力から依頼を受けてアルバイト的に出店する者など)の出店は認めない。
- 4 反社会的勢力に利益を供しているものの出店は認めない。

(出店の取消し)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可を取り消すことができる。

- (1)法令、この規則又は許可の条件、別に定める『駅近「さかいで楽市楽座」実行細則』に違反したとき。
- (2)その他特別な事由が生じたとき。

(開催日、時間)

第8条 駅近「さかいで楽市楽座」の開催日及び時間は別に定める『駅近「さかいで楽市楽座」実行細則』によるものとする。

(損害賠償)

第9条 出店者は、出店に際し周辺施設等を損傷したときは、直ちに原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

- 2 出店者は販売した物品で購入者に損害や被害を与えた場合は、全責任を負うものとする。委員会は一切の責任を負わない。
- 3 出店者は搬入・搬出、及び販売中に出店者が起因する事故・けがなどが発生した場合、全責任を負うものとする。委員会は一切の責任を負わない。

(会計)

第10条 委員会の会計は、助成金、参加料金、寄付金その他の収入をもってあてる。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は『駅近「さかいで楽市楽座」実行細則』で定める。

附 則

1. この規則は、平成23年2月15日から施行する。
2. 一部改正 平成27年4月6日(第3条)
3. 一部改定 平成30年 月 日(第1条、第3条、第6条、第7条、第11条)